

ごみ減量・資源化チェックリスト

飲食店・宿泊施設におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示してみました。
あなたの店舗等の独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。



Reduce

- ☐ 食品ロスを出さない工夫をしている（中面左上の食品ロスの削減の取り組み例を参照）
- ☐ 「食べ残しゼロ協力店」への登録をしている
- ☐ 食品くずなどを廃棄するまえに、水切りを徹底している
- ☐ プラスチック削減の取り組みをしている（中面右下のプラスチックの削減の取り組み例を参照）

Reuse

- ☐ はし、コップ、おしぼり等は使い捨てでなく、再利用できる素材のものを使用している
- ☐ 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している

Recycle

- ☐ 古紙（新聞・雑誌・段ボールのほか、雑がみ等）を分別・資源化している（中面右上の古紙分別を参照）
- ☐ 生ごみの資源化をしている（生ごみ資源化施設への搬入や生ごみ処理機の導入）
- ☐ 店内設置ごみ箱に分別表示を来店者向けにわかりやすく掲示している

その他

- ☐ 店舗等におけるごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- ☐ 3Rによるごみ減量の意義、取り組みなどを従業員に周知している

事業系ごみの出し方

ごみとして廃棄するときは、適正に分別し、処理しましょう！

具体的な分別・排出方法については、収集を委託している許可業者や処理業者にご相談ください。

（事業活動から出る**プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等**は、**産業廃棄物**です。）

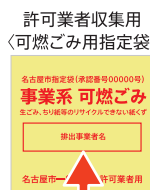
ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

可燃ごみ等の 一般廃棄物の 処理方法は

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する
名古屋市一般廃棄物事業協同組合（☎052-961-5383）
- ②自ら処理施設に搬入する
各区の環境事業所へお問い合わせください。

廃プラスチック 等の 産業廃棄物は

産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
（一社）愛知県産業資源循環協会（☎052-332-0346）



排出事業者名の記入を
お願いします。

※市の資源収集を利用する方法については、中面右下を参照

事業系ごみ・資源の分け方やごみの出し方の詳細・最新の情報については、
市公式ウェブサイトでご確認ください。

名古屋市 事業系ごみ

検索

各区の環境事業所一覧

お問合せ時間／午前8時～午後4時45分

千種環境事業所 ☎052-771-0424	東環境事業所 ☎052-723-5311	北環境事業所 ☎052-981-0421	西環境事業所 ☎052-522-4126
中村環境事業所 ☎052-481-5391	中環境事業所 ☎052-251-1735	昭和環境事業所 ☎052-871-0504	瑞穂環境事業所 ☎052-882-5300
熱田環境事業所 ☎052-671-2200	中川環境事業所 ☎052-361-7638	港環境事業所 ☎052-382-3575	南環境事業所 ☎052-614-6220
守山環境事業所 ☎052-798-3771	緑環境事業所 ☎052-891-0976	名東環境事業所 ☎052-773-3214	天白環境事業所 ☎052-833-4031

名古屋市環境局資源循環推進課

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L 052-972-2390(直通)

F A X 052-972-4133

E-mail a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

令和6年4月発行



飲食店・
宿泊施設向け

事業系ごみ（事業活動に伴うごみの出し方）

減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条）

ごみの減量、資源化の効果



コスト削減

ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。



社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。



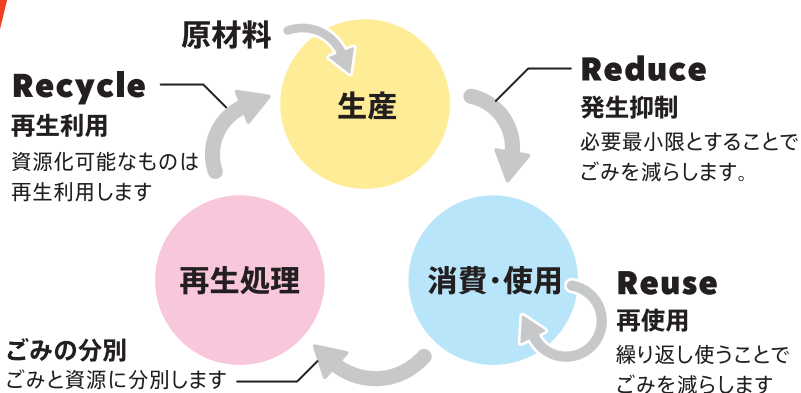
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

まずはごみの減量、そして資源化。

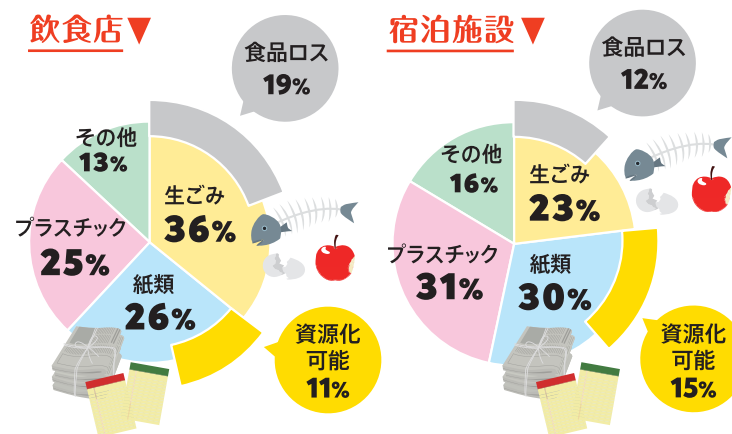
3Rとは？

ごみの減量・資源化の基本は、3Rとごみの分別です。まずはできる限り使用量を抑え（**Reduce**）、どうしても必要なものは繰り返し使い（**Reuse**）、資源化可能なものは再生利用（**Recycle**）します。

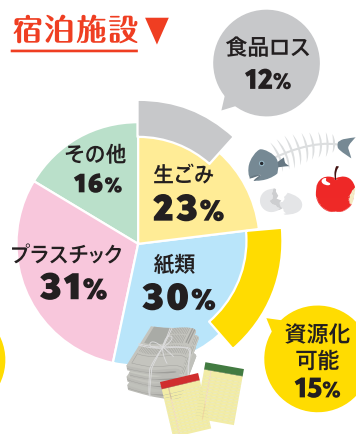


飲食店・宿泊施設のごみの排出状況

飲食店 ▼



宿泊施設 ▼



特徴

- 排出されたごみのうち、生ごみ、紙類、プラスチックの3つが大部分を占めています。
- 生ごみの半分が食品ロスに由来するものです。
- 資源化可能な紙類が多くごみに混入しています。

対応策

- まずは食品ロスの削減、紙類とプラスチックの使用量の削減に取り組みましょう。
- 生ごみと紙類は、適切に分別することで資源化することができます。

※ 令和4年度名古屋市事業系ごみ組成分析から推計（産業廃棄物や資源化されたものは含まない）

減量・資源化のすすめ方

生ごみ

名古屋市内の事業系
生ごみのうち、半分以上を
食品ロスが占めています！
(事業系ごみ組成分析から推計)

1 食品ロスの削減

まだ食べられるのに捨てられる食品を「食品ロス」と言います。飲食店や宿泊施設では「作りすぎ」や「食べ残し」などによって食品ロスが発生しています。自らの事業活動で発生している食品ロスを把握し、削減に努めるとともに、消費者に対する周知活動にも取り組みましょう。

取り組み例

▶ 仕入れや調理の工夫

- 規格外の農水産物を活用する
- 野菜等の端材を活用する
- 必要量にカットされた食材を調達する

▶ 消費者への食べきりの促進

- 小盛メニューを提供する
- 食べ残し料理の持ち帰りに対応する
- 食べきれる量の注文を案内する
- フードシェアリングサービスを活用する

名古屋市の「食べ残しゼロ協力店」に登録しませんか？

PRステッカーを提供します！



- 食べ残しゼロに取り組む飲食店や宿泊施設等が対象です
- 社会貢献活動のPRにつながります
- 市専用ウェブサイトでご紹介します

制度概要や登録店の情報は、右の二次元コードからご確認ください。



2 生ごみの資源化

食べ残しや未利用食材なども分別すれば、飼料や堆肥等の大事な資源として再利用できます。食品ロスの削減に取り組んでも発生してしまう生ごみについては、資源化に取り組みましょう。

○ リサイクルできるもの



生ごみ処理機への搬入



飲食店や宿泊業の皆様には、食品リサイクル法に基づき、生ごみ資源化に取り組むことが求められています。

× リサイクルできないもの



📞 生ごみの資源化に関する相談

生ごみ資源化施設への搬入は、ごみの収集を委託している許可業者にお尋ねいただくか、下記へお問い合わせください。

市内資源化施設

飼料化

中部有機リサイクル株式会社
(名古屋エコフィードセンター)
☎052-725-9200

堆肥化

株式会社ケミカルフォース
(名古屋工場)
☎052-614-0539

事例紹介 生ごみの削減に取り組んでいます！

Buffet Paradise OTTO
イオンモールNagoyaNoritakeGarden店様

お肉料理を中心に、野菜もたっぷり楽しめるビュッフェ形式のレストラン。ビュッフェ台には「一度にたくさん取り分けず、何度でも取りに来てください」と書いたプレートがさりげなく置かれ、適量での取り分けを促す。さらに、ビュッフェ台の料理も、量に合わせて食欲をそる「魅せる盛り付け」に余念がない。天候や商業施設内の人の流れを把握して正確な需要予測を心がけるほか、ジャガイモなども皮付きで無駄なくおいしく味わえる料理を提供している。こうした工夫により店舗の生ごみ量は減少している。

食べ残しを減らすうえで一番大事なことは？との問いに、店長は「お客様が満足するおいしい料理を提供することです。」と力強く語った。



分別した古紙の資源化方法

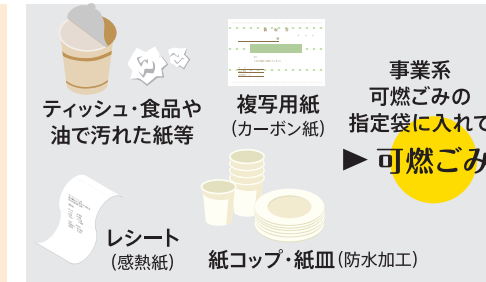
古紙

古紙は種類によって再生利用される用途が異なるため、種類ごとに分けることが基本です。分別排出を心がけましょう！

▶ 資源化できる紙



▶ 資源化できない紙(禁忌品)



1 ごみの収集を委託している許可業者に依頼する
名古屋一般廃棄物事業協同組合
☎052-961-5383

2 古紙業者に回収を依頼する
名古屋リサイクル協同組合
☎052-582-3990

3 古紙業者に自ら持ち込む
愛知県古紙協同組合
☎052-533-2371

プラスチック

プラスチックは暮らしや事業活動を支える大事な素材である一方で、その大量使用・大量廃棄は海洋汚染、地球温暖化、資源枯渇などの問題につながっています。店舗等で使用しているプラスチック製品について、削減できるものはないか、他素材への置き換えができないかなど一度見直してみましょう。

ご存じですか？

プラスチック資源循環促進法 消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、フォーク・スプーン等のカトラリーや、ヘアブラシ等のアメニティ(特定プラスチック使用製品)を提供する事業者は、使用の合理化や提供方法の工夫など、使用量の削減に取り組む必要があります。



店舗等から排出されるプラスチックの削減に取り組んでみましょう！

まずは	ACTION 1	減らす	● 使い捨てプラスチック提供時に、お客様へ意思確認をする ● カトラリーやアメニティなど使い捨てプラスチックを使用しないお客様へポイント付与するなど、プラスチックの削減を呼びかけている
どうしても必要なものは	ACTION 2	大切に つかう	● リユース品や長く繰り返し使える製品を提供／活用する ● プラスチック製品を大切に使用する ● 一時的に利用できるレンタル用品やシェアリングサービスを提供／活用する
	ACTION 3	循環 させる	● 再生素材を使用した製品を提供／活用する ● 製品に再生素材を使用していることを表示する ● 廃棄するプラスチック類の分別をしっかりと実践する
	ACTION 4	置き 換える	● 代替素材やバイオマスプラスチックを使った製品を提供／活用する ● 製品に代替素材やバイオマスプラスチックを使用していることを表示する

(「名古屋市プラスチック削減指針」より)

市の資源収集を利用して資源化することもできます(家庭並み少量に限る)

現在、市が資源として収集している品目については、性状が家庭から出るものと同じで、かつ、1収集日につき、品目別の発生量が、45L(スプレー缶類は20L)の指定袋1袋まで(家庭並み少量)に限り、市の資源収集に出すことができます。



※プラスチック製容器包装・プラスチックのみでできている製品

市の資源収集に出す場合の注意点

- ・収集曜日・場所については、発生する区的环境事業所にお尋ねください。
- ・プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区的环境事業所に申し出が必要です。
- ・家庭用資源指定袋で出してください。